



悪質商法から高齢者を守る！

保証人や名義貸しで多重債務に陥る高齢者

高齢者の多重債務

～安易に保証人になったり、名義を貸さないで！～

身内の保証人

事例1

孫の借金の連帯保証人となった。孫が返済できなくなり、私に請求が来ている。年金を担保に金を借り一部返済したが、債務が残っている。1人暮らしのため返済も困難であり生活も大変だ。

(80代 女性)

名義貸し

事例2

会社員時代の友人に頼まれ、友人が経営する会社の運転資金のための借金に名義を貸し、800万円ほどの支払いを求められている。またサラ金からも1社借りている。自己破産したい。(70代 男性)

アドバイス

- ・身内でも、安易に保証人になったり、簡単に名義を貸すと老後の生活も危なくなります！
- ・借金を返すための借金は絶対にしてはいけません！
- ・返済が困難だと思ったら、まずは消費生活センターにご相談ください！

▶借入れや返済で困っていても…



ヤミ金業者からの借り入れは…

ダメ！！

(ヤミ金業者とは、無登録で貸金業を営む業者。法律の上限金利を無視して高金利で貸付を行う。)



クレジットカードのショッピング枠の現金化は…

ダメ！！

(クレジットカードで商品等を購入させ、それを業者が買い取ることで消費者が現金を得る。)

多重債務は必ず解決します。

一人で悩まず、ご相談を！

サラ金・多重債務特別相談

無料

名古屋市消費生活センター

さいむゼロ

052-223-3160

*相談受付時間 月～金 午前9時～午後4時15分

※祝日年末年始を除く

相談内容が外部に漏れることはありません。

わ
か
ら
な
い
こ
と
は
セ
ン
タ
ー
に
聞
い
て
ね。

